

鳥取大学における科学研究費助成事業による研究活動の不正行為について（概要）

1. 案件概要

平成29年2月7日に、鳥取大学（以下、「大学」という。）医学部の三浦典正元准教授（平成29年9月30日付退職）の4編の論文に掲載された画像データについて、画像操作など不正が疑われる旨の相談が大学にあり、相談は告発の意思が表示されない相談であったが告発に準じ取り扱うものとして同月10日に受理し、同13日に予備調査委員会を設置して調査を行ったところ、本調査が必要と判断された。

研究活動不正調査委員会における本調査の結果、当該元准教授は、上記4編の論文で捏造、改ざんを行ったと認定された。

2. 調査経過等

平成29年 5月 1日 第1回研究活動不正調査委員会開催
（以降、平成29年10月17日まで計12回開催）
平成29年10月31日 調査報告書提出
平成29年11月13日 不服申立書受理
平成29年11月24日 再調査を行わず不服申立てを却下することを決定

3. 調査結果の概要

【不正行為について】

三浦典正元准教授は、責任著者である4編の論文で捏造、改ざんを行った。

【研究費の支出について】

- (1) 科学研究費助成事業の研究課題について、当該課題の実績報告書若しくは研究成果報告書に不正行為があったと認定した論文の記載があるもの、または当該不正論文の謝辞に同課題の記載があるものが計3課題あった。当該課題の研究内容・成果と同論文の内容に科学的・学術的な関連性が直接的に認められると判断したが、上記不正論文以外の論文・学会発表等も研究成果として同課題の報告書に記載されていることから、当該課題の研究活動は、研究目的及び研究計画に基づき、適正に遂行されていると判断した。
- (2) 上記(1)の研究課題のうち、三浦典正元准教授を研究代表者とする1課題において、不正行為があったと認定した論文の作成過程における英文校正料の支出が1件、42,683円あり、不正行為と直接的に因果関係が認められると判断した。上記以外の支出は適正に使用されたことを確認し、不正使用はなかったと判断した。

〔関連する研究課題〕

※不正行為と直接的に因果関係が認められる経費の支出がある課題のみ掲載

(下記の関連する研究課題(1課題)を除く上記(1)の関係研究課題(2課題)については別紙参照)

<研究代表者：三浦典正元准教授>

① ・研究課題名 癌形質を消失させるマイクロRNA群の薬物応用への試み

・課題番号 23659285

・研究種目 挑戦的萌芽研究

・配分区分 学術研究助成基金助成金

配分額	平成23年度	1,690千円
	平成24年度	910千円
	平成25年度	1,040千円
	計	3,640千円

・不正行為と直接的に因果関係が認められる経費の支出 42,683円

内訳 英文校正料 42,683円 (平成24年度)

4. 機関による措置

(1) 不正行為があったと認定した論文の取り下げ

平成29年11月1日に取り下げを勧告。

(2) 大学における処分の状況

三浦典正

鳥取大学元准教授

今後学内で処分の検討を行う。

※平成29年9月30日付退職

関係研究課題

課題番号	研究種目	研究課題名	研究代表者	配分額	
				総額 (千円)	年度別配分額 (千円)
18390208	基盤研究(B)	血清中mRNAを用いた新規高感度病態診断法のプライマリーケアへの導入	三浦典正 鳥取大学医学部元准教授	15,740	平成18年度:10,800 平成19年度:2,470 平成20年度:2,470
15H03838	基盤研究(B)	癌治療用microRNAを内包した細胞膜透過性を有する人工ウイルス殻の創製	松浦和則 鳥取大学工学研究科教授	17,290	平成27年度:7,150 平成28年度:5,070 平成29年度:5,070